請　負　契　約　書

1　件名 県立こころの医療センター外調機修繕

2　履行場所 茨城県笠間市旭町654

3　履行期間　 契約締結日の翌日から

９０日間

 令和年月日まで

4　請負代金額　 ￥　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　 　　　　　￥　円

5　契約保証金　　有（但し，茨城県病院局会計規程第107条第2項の規定に該当する場合

は免除）

上記の修繕について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和　年　月　日

発　注　者　 茨城県笠間市旭町654

茨城県立こころの医療センター

病院長　　堀　孝文 印

受　注　者

　 印

（総則）

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約に基づき、設計図書（別紙の仕様書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2　乙は、頭書記載の修繕を頭書記載の履行期間内に完成し、修繕目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、頭書記載の請負代金を乙に支払うものとする。

3　仮設、施工方法その他修繕目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5　この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6　この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8　この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

9　この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連工事等の調整）

第２条　甲は、乙の施工する修繕及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事等が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

（工程表）

第３条　乙は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2　工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　入札参加者に納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する契約の場合の契約保証金については全部又は一部を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　乙は、修繕の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の修繕を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人に関する事項の通知）

第７条　甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第８条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている修繕材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその修繕材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（修繕材料の品質）

第９条　修繕材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、同等の品質を有するものとする。

（履行状況報告）

第10条　乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行状況について甲に報告しなければならない。

（条件変更等）

第11条　乙は、修繕の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

（1）図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

（2）設計図書に誤謬又は脱漏があること。

（3）設計図書の表示が明確でないこと。

（4）修繕現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の修繕現場が一致しないこと。

（5）設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

（設計図書の変更）

第12条　甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（修繕の中止）

第13条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰することができないものにより修繕目的物等に損害を生じ、若しくは修繕現場の状態が変動したため、乙が修繕を施工できないと認めるときは、甲は、修繕の中止内容を直ちに乙に通知して、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、修繕の中止内容を乙に通知して、修繕の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

（履行期間の変更方法）

第14条　履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第15条　請負代金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3　この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

（臨機の措置）

第16条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。

3　甲は、災害防止その他修繕の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（一般的損害）

第17条　修繕目的物の引渡し前に、修繕目的物又は修繕材料について生じた損害その他修繕の施工に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第18条　修繕の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2　前項の規定にかかわらず、修繕の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち修繕の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3　前2項の場合その他修繕の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第19条　修繕目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で甲と乙のいずれの責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、修繕目的物、仮設物又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第20条　甲は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第21条　乙は、修繕を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、修繕の確認をするための検査をしなければならない。この場合において、甲又は検査員は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、修繕目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4　甲は、第2項の検査によって修繕の完成を確認した後、乙が修繕目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該修繕目的物の引渡しを受けなければならない。

5　甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該修繕目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　乙は、修繕が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完成とみなして前5項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第22条　乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2　甲は、前項の指定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（支払遅延）

第23条　乙は、甲の責めに帰する事由により前条の請負代金の支払いが遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第1項に定める率で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約不適合責任）

第24条　甲は、物件の引渡しを受けた後において、当該物件に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、引渡しを受けた日から２年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2　前項の規定は、その不適合が設計図書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不適切であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第25条　乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に修繕を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、請負代金額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に定める率で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）とする。

3　甲の責めに帰すべき事由により、請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に定める率で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第26条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。

（2）その責めに帰すべき事由により修繕が履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に完成する見込が明らかにないと認められたとき。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第27条　甲は、修繕が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第28条　乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

2　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第29条　この契約を解除された場合には、第１条第２項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2　甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に物件の修繕を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する代金（以下「既履行部分代金」という。）を乙に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分代金の額は、甲と乙が協議して定める。

（賠償金等の徴収）

第30条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に定める率で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に定める率で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の延滞金を徴収する。

（補則）

第31条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。